

成年後見制度

わくやちようふくしかほうかつしえんはん
 浦谷町福祉課包括支援班

☎25-7903 (直通)

みやぎけんとおだぐんわくやちようわくやあざなかすみなみ
 宮城県遠田郡浦谷町浦谷字中江南278

わくやちようちようみんいりようふくし
 浦谷町町民医療福祉センター

成年後見制度とは？

知的障害・精神障害・認知症などによって、ひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続きをする時にお手伝いする制度です。この制度には、任意後見制度と法定後見制度の2つの種類があります。

任意後見制度

ひとりで決められるうちに、認知症や障害により判断力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。任意後見契約は、公正人の作成する公正証書によって結びます。

法定後見制度

ご本人がひとりで決めることが心配になったとき、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の不安に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）が用意されています。法定後見人は家庭裁判所が決めます。

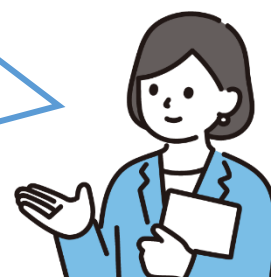
法定後見制度の3つの種類

障害や認知症の程度によって、お手伝いできる範囲が変わります。

るいけい 類型	ほじよ 補 助	ほさ 保 佐	こうけん 後 見
たいしやう 対象と なる人	じゅうよう てつづき けいやく なか 重要な手続・契約の中で、ひと りで決めることに心配がある方	じゅうよう てつづき けいやく 重要な手続・契約などを、ひと りで決めることが心配な方	おお てつづき けいやく 多くの手続・契約などを、ひと りで決めることがむずかしい方
うけられる お手伝いの 範囲	いちぶ かぎ てつづき けいやく 一部の限られた手続、契約な どを ・一緒に決めてもらう ・取り消してもらう ・代わってしてもらう	ざいさん じゅうよう てつづ 財産にかかわる重要な手続 き、契約などを ・一緒に決めてもらう ・取り消してもらう ・代わってしてもらう	すべての契約などを ・代わってしてもらう ・取り消してもらう

出典：厚生労働省「成年後見制度についてよくわかるパンフレット」

- ・どんなお手伝いが受けられるかは家庭裁判所が決めます。
- ・補助、保佐の場合、お手伝いをしてもらうことを変えることができます。むずかしい手続や契約などを本人に代わってしてもらうこと（代理権）や、一緒に決めてもらうこと（同意権）を付け加えるときは、お金がかかります。



Q. 利用の途中でやめることはできますか？

A. 成年後見制度は特別な理由がない限り、途中でやめることはできません。利用する前にご家族や町の福祉課などと相談することが大切です。



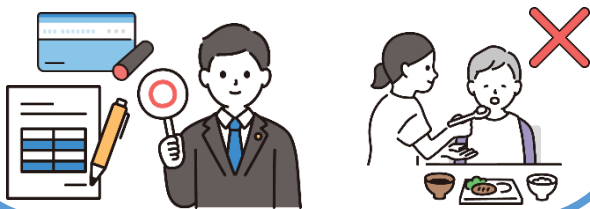
Q. どんな人が成年後見人などになりますか？

A. 成年後見人などには、親族のほか、社会福祉士、司法書士、弁護士、専門的な研修を受けた地域の方、福祉関係の法人などの方がなることができます。本人の希望や状況を確認して、家庭裁判所が決めます。



Q. 成年後見人ができること、できないことはなんですか？

A. 成年後見人はお金の管理や介護サービスや入院の手続き、施設入所の契約手続きはできます。しかし、日用品の買い物を代わりにしたり、実際に介護をしたり、手術をするかどうか決めることはできません。



Q. 制度の利用にお金はかかりますか？

A. 成年後見制度の利用手続きにはお金がかかります。また、成年後見人などへ報酬も必要です。報酬額は家庭裁判所が決めます。お金が少ない方は町の助成を受けられる場合があります。



さらに詳しく成年後見制度について知りたい時は、厚生労働省のポータルサイト「成年後見はやわかり」をご覧ください。

成年後見はやわかり <https://guardianship.mhlw.go.jp/>

まずはお気軽に町の福祉課へご相談ください



涌谷町 福祉課 包括支援班 (涌谷町地域包括支援センター)

☎ 25-7903 (直通) (平日 8:30~17:15)